

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9535

(1/8)

日付	令和 8 年 2 月 27 日	支出額	19,228 円
項目	事務所費	充当額	17,305 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所 駐車場代 3 月		
備考	口座名義 松井 弘 うち 駐車場代 19,008 円 決済手数料 220 円		

政務活動費 領収書等貼付用紙

9535

(2/8)

08-02-27 .振替	*19,228	SMBC(チウシヤシ"

政務活動費 領収書等貼付用紙

9535

(3/8)

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名 称	芳野本町駐車場	駐車位置	番	台数	1 台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1				
賃 料	金 18,500	円也	内消費税	1,500	円 更新料 ヶ月分（税別）
敷 金	金	円也	保証金	円	礼 金 円
契 約 車	車種	社用車	色	登録番号	
契約期間	2020年11月12日 から 2022年11月11日迄				
賃貸人	を甲とし、賃借人 松井弘政務活動事務所 を乙とする。				

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。

賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。

第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の 1ヶ月分 （税別）を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。

本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。

又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。

第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。

二、賃料の支払いをししばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。

四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。

五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。

六、その他本契約に違反した時。

尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。

第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）

又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。

第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。

第6条 甲乙は若々月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え

若々月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。

乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。

尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の若々月前までに届出すること。

退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。

又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。

第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。

尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。

第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。

第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。

第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。

第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、 敷金 に利息をつけない。

敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。

第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

政務活動費 領収書等貼付用紙

9535

(4/8)

第13条(管理規則)

- 一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。(缶・ゴミ等を捨てない事)
- 四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条(反社会的勢力の排除)

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を所持する。

2020年 10月 22日

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人 (乙) 住所 朝霞市本町3-4-17

氏名 松井弘政務活動費事務所 TEL 048-483-4256

勤務先名 TEL

勤務先住所

緊急時連絡先 住所 [REDACTED]

緊急時連絡先 氏名 松井弘 TEL [REDACTED]

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011

かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克正

免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750

登録番号 [REDACTED]

宅地建物取引士 [REDACTED]

政務活動費 領収書等貼付用紙

9535

(5/8)

更新契約書

賃貸人 [REDACTED]（以下「甲」という）及び賃借人 松井弘政務活動事務所
（以下「乙」という）は、後記物件目録記載の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）の更新に関し、
次のとおり合意した。

名 称	芳野本町駐車場	駐車位置	[REDACTED]
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目3-25		
契約期間	2024年11月12日	から	2026年11月11日迄の 2年間 とする。
賃 料	金 17,600 円也	(内消費税 金 1,600 円也)	
更新料	新賃料の 1ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷 金	金 0 円也	を既に預託済みである。	
保証金	金 0 円也	を既に預託済みである。	

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

☐ 契約車の変更なし ☐ 契約車の変更あり（契約車の変更有無に☑を入れて下さい）

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	社用車			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2024 年 10 月 10 日

賃貸人	住 所	[REDACTED]			適格請求書発行事業者登録番号
	氏 名	[REDACTED]			T381023389017
賃借人	住 所	朝霞市本町3-4-17			
	氏 名	松井弘政務活動事務所			
	TEL	048-483-4256	携帯TEL		
	勤務先				
	勤務先住所				
	勤務先TEL				
緊急時連絡先	住 所	[REDACTED]			
	(カ ナ)	(マツイ ヒロシ)			
	氏 名	松井弘			賃借人との関係
	自宅TEL	[REDACTED]		携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先				
	勤務先住所				
	勤務先TEL				

＜仲介業者＞ 埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克
免許証番号 埼玉県知事(9)第13750号
宅地建物取引士 [REDACTED]
登録番号 [REDACTED]

政務活動費 領収書等貼付用紙

9535

(6/8)

2025年9月吉日

(差出人) かつみ不動産株式会社

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号

(差出代理人) 株式会社ニーリー

東京都中央区日本橋堀留町1丁目9-8

問い合わせ先(カスタマーサポートセンター)

03-4226-3111



00002679

〒3510011

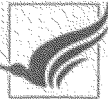
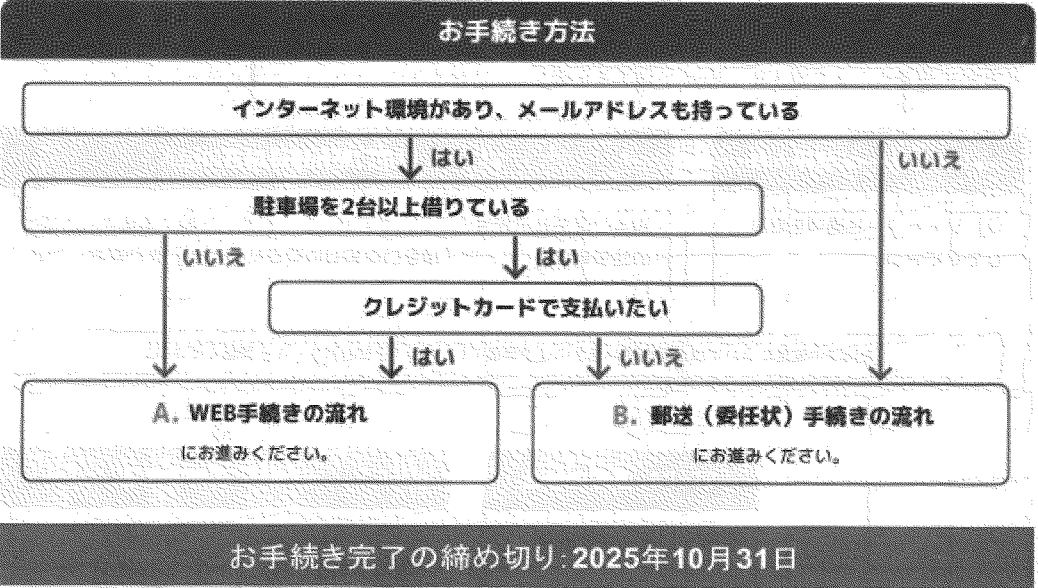
埼玉県朝霞市本町3丁目4-17

松井弘政務活動事務所 様

【重要】月極駐車場に関するお知らせとお願い

※本文書は、かつみ不動産株式会社の委託を受けて月極駐車場ご利用の皆様へ送付しております。
この度、サポート体制および満足度向上を目的として2025年11月1日より管理方法を変更する運びとなりました。管理会社の変更はございませんが、引き続き駐車場をご利用いただくために皆様をお願いしているお手続きとなりますため、必ずご確認の上お手続きをお願いいたします。
※Park Directは株式会社ニーリーが提供するサービスです

お手続き方法



かつみ不動産

政務活動費 領収書等貼付用紙

手続きの注意事項(1)

● お手続き番号／認証番号

お手続きに使用する「お手続き番号」「認証番号」は以下をご参照ください。

駐車場名	区画	お手続き番号	認証番号
芳野本町駐車場		36496412	
第1駐車場	第1区画	第1区画	第1区画
第2駐車場	第2区画	第2区画	第2区画
第3駐車場	第3区画	第3区画	第3区画
第4駐車場	第4区画	第4区画	第4区画
第5駐車場	第5区画	第5区画	第5区画
第6駐車場	第6区画	第6区画	第6区画
第7駐車場	第7区画	第7区画	第7区画
第8駐車場	第8区画	第8区画	第8区画
第9駐車場	第9区画	第9区画	第9区画
第10駐車場	第10区画	第10区画	第10区画
第11駐車場	第11区画	第11区画	第11区画
第12駐車場	第12区画	第12区画	第12区画

● ご契約料金

下記のとおり、ご利用料金が改定となります。

借主様のサポート体制強化※1に加え、少子高齢化による働き手不足や物価上昇も踏まえての管理方法変更に伴う改定となります。何卒ご容赦いただけますと幸いです。

駐車場名	区画	月額使用料(税込)		更新費用(税込)		契約期間 (自動更新)	更新 期間
		改定前	改定後	改定前	改定後		
芳野本町駐車場		17,600円	19,008円	17,600円	19,008円	2025/11/1～ 2026/11/11	2年
第1駐車場	第1区画	第1区画	第1区画	第1区画	第1区画	第1区画	第1区画
第2駐車場	第2区画	第2区画	第2区画	第2区画	第2区画	第2区画	第2区画
第3駐車場	第3区画	第3区画	第3区画	第3区画	第3区画	第3区画	第3区画
第4駐車場	第4区画	第4区画	第4区画	第4区画	第4区画	第4区画	第4区画
第5駐車場	第5区画	第5区画	第5区画	第5区画	第5区画	第5区画	第5区画
第6駐車場	第6区画	第6区画	第6区画	第6区画	第6区画	第6区画	第6区画
第7駐車場	第7区画	第7区画	第7区画	第7区画	第7区画	第7区画	第7区画
第8駐車場	第8区画	第8区画	第8区画	第8区画	第8区画	第8区画	第8区画
第9駐車場	第9区画	第9区画	第9区画	第9区画	第9区画	第9区画	第9区画
第10駐車場	第10区画	第10区画	第10区画	第10区画	第10区画	第10区画	第10区画
第11駐車場	第11区画	第11区画	第11区画	第11区画	第11区画	第11区画	第11区画
第12駐車場	第12区画	第12区画	第12区画	第12区画	第12区画	第12区画	第12区画

決済手数料は以下となります。

クレジットカード 決済手数料:0円(毎月20日に翌月分を決済)

口座振替 決済手数料:220円(税込)(毎月27日に翌月分を引き落とし)

※1 Park Directはオンラインに特化した駐車場契約・管理サービスです。「24時間365日の電話対応」「ガソリン／カーメンテナンス／タイヤなどの割引クーポン」「クレジットカード決済」「お手続きのオンライン完結(契約・更新・解約・保管場所使用承諾証明書申請)」など各種便利なサポートをご用意しております。

Park Directへの変更に伴うお得なメリットについての詳細は同封のサービスのご説明チラシをご覧ください。

手続きの注意事項(2)

● 契約期間について

- ・ ご契約開始は2025年11月1日を予定しており、お手続きが遅れると翌月以降の開始となる場合があります。
- ・ 契約期間の確定はメールまたは郵送でご連絡させていただきます(契約終了日は表記載の日付となります)。

● お支払い方法について

- ・ 自動送金(毎月定額を指定口座に自動で振り込む金融機関のサービス)を利用されている場合、あらかじめご自身で解除をお願いいたします。
- ・ クレジットカードはVISA/Mastercard/JCB/American Express/Diners Club/Discoverがご利用可能です。
- ・ まとめ払いなどで既にお支払い済みの期間がある場合、不足分のみ請求させていただきます。
- ・ 改定後の月額使用料は契約開始月から適用されますが、契約開始月のみ改訂前後の差額が翌月の請求となりますのでご了承ください。

例(差額が1,000円の場合): 1カ月目 10,000円 2カ月目 12,000円 3カ月目以降 11,000円

● 預金口座振替依頼書について

- ・ お支払い方法で口座振替を選択された場合、本紙に同封の「預金口座振替依頼書」のご返送が必要となります(現在口座振替をご利用されている場合も改めてご返送が必要)。
- ・ 新しいお支払い方法のお手続きが間に合わない場合、お手続き完了まで銀行振込(手数料はご契約者様負担)をお願いしております。口座振替のお手続きは完了まで1~2ヶ月程度かかりますので予めご了承ください。銀行振込となる場合、振込先や料金について後日(お支払い月の中旬ごろ)別途ご案内させていただきます。

● 更新費用について

- ・ ご契約の更新は次回更新から表記載の契約終了日1か月前の自動更新となります。なお、既にかつみ不動産株式会社から更新通知が届いている場合、同通知に従ってかつみ不動産株式会社へ更新費用のお支払いをお願いいたします(改定後の更新費用は次回から反映されます)。

※今回の再契約手続きに伴う費用は発生いたしません。

● 解約について

- ・ 既に解約を決められている、あるいは入れ違いで既に解約のお手続きをされている場合、今回ご案内しているお手続きは不要でございます。そのままご解約のお手続きをお進めください。
- ・ 解約を迷われている、あるいは検討されているという方は本紙下部に記載の顧客サポートセンターまでお問い合わせください。

本件に関するお問い合わせは管理会社ではなく、下記の顧客サポートセンターにご連絡ください。

お電話での問い合わせ

Park Direct顧客サポートセンター

☎03-4226-3111

音声ガイダンス再生後「4」を押すと直接オペレーターに繋がります

営業時間: (平日 8時~20時 / 土曜・祝日 8時~19時) ※日曜日を除く

※多くのお問い合わせをいただいている場合、繋がるまでお時間を頂く場合がございます。誠に恐れ入りますがそのままお待ちいただくか、しばらく経ってから再度のかけ直しください。

※050-3173-9037の番号でご案内しているお客様もいらっしゃいますが、どちらの番号でも繋がります。

フォームからのお問い合わせ

下記のURLからお問い合わせください。

Park Direct顧客サポート・管理方法変更手続きについて

<https://www.park-direct.jp/toiawase/switch-contract>

※お問い合わせフォームから契約手続きは行えません。

※インターネットでご検索いただく場合は

「パークダイレクト お問い合わせ」でご検索の上

「管理体制変更の方向け」をご選択ください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9536

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 27 日	支出額	116,440 円
項目	事務所費	充当額	104,796 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所建物賃貸借料・駐車場料（2026 年 3 月分）		
備考	事務所賃料 110,000 円 駐車場料 6,000 円 手数料 440 円		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 38052	お取引日 08-02-27	時刻 10:37
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥116,000	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		印紙税 (硬貨) 認証

お振込明細またはご案内

電信

お受取人

ご依頼人

カネコウタセイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号

取扱番号 300058

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。

(以下「甲」という)と借主 金子 裕太
以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、
下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 [] (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
おりこの債務について賃貸保証委託契約を締結した。

領書(1)

賃借借の目的の表示等

名 称	大間事務所			1-2 階		
所 在 地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3					
	(住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3					
種 類	事務所	家屋番号	798番3			
構 造	軽量鉄骨造					
面 積	専有(壁芯)	73.44 m ² (約	22.21 坪)	その他使用可能な面積	m ² (約	
	バルコニー	m ² (約	坪)		坪)	
物件の所有者	(住所)					
	(氏名)					
使用目的	事務所					
賃 料	月額 110,000 円(うち消費税 10,000 円)	敷 金	(賃料の 1ヵ月分) (金額) 220,000 円			
管 理 費	月額 円(うち消費税 円)		札 金	(賃料の 1ヵ月分) (総額) 0 円 (うち消費税) 0 円		
共 益 費	月額 円(うち消費税 円)			権 利 金	(総額) 円 (うち消費税) 円	
駐 車 料	月額 円(うち消費税 円)	更 新 料			(総額) 円 (うち消費税) 円	
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)		更新手数料		新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)	
雑 費	月額 円(うち消費税 円)			敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後	
保 險 料	総額 円(うち消費税 円)	保証金の償却			・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他 (償却部分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)	
保 証 料	円		契約期間		令和5年06月01日 から 令和8年05月31日 迄の 3年 0ヵ月 0日間	
保 証 金	円(3.3㎡当たり 円)			借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヵ月の経過をもって発生する。	
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後	資料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限			持参払 持参先 (住所) (氏名)	
保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他 (償却部分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)		振込先		口座No. 振込金額合計 (振込手数料はこの負担とする) 110,000 円	
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日 迄の 3年 0ヵ月 0日間			口座引落 委託会社名	翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。	
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヵ月の経過をもって発生する。	翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
資料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払 持参先 (住所) (氏名)		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
振込先	口座No. 振込金額合計 (振込手数料はこの負担とする) 110,000 円			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
口座引落 委託会社名	翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。	翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。			
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。		翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。				

付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	No
所 在 地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額 6,000 円(うち消費税 円)
備 考	

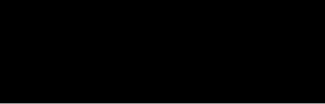
[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。
ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

【賃料振込先】



【貸主】



【貸主代理】

埼玉県鴻巣市栄町2番24号
株式会社エーティーホームズ
048-540-2311



【借主】



金子 裕太



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9537

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 27 日	支出額	40,000 円
項目	事務所費	充当額	36,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	令和 8 年 2 月分 日出谷事務所賃借料		
備考	岡地優 36,000=40,000*9/10		

別記様式第 1 号 (第 6 関係)

政務活動費 領収書等貼付用紙

9537

(2/2)

08-02-27 .送金	*40,000	
--------------	---------	--

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは
次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m²

第2条(使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条(賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条(賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条(その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所
氏名

[REDACTED]

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20
氏名 岡地 優

[REDACTED]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9538

(1/3)

日付	令和 8 年 2 月 27 日	支出額	21,330 円
項目	事務所費	充当額	19,197 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃貸料		
備考	(21,000 + 330) × 9/10 = 19,197 (330 円は振込手数料) 「口座名義：横川雅也」		

政務活動費 領収書等貼付用紙

9538

(2/3)

08-02-27	.送金	*21,000	ATM カ)マツホ"リフ
08-02-27	.手数料	*330	

政務活動費 領収書等貼付用紙

9538

(3/3)

駐車場契約更新同意書

賃貸人 [REDACTED]（以下、「甲」という）と賃借人 横川雅也事務所 県政調査室（以下、「乙」という）は甲乙間において締結した下記物件の駐車場（自動車保管場所）契約書（以下、「原契約」という）に基づき、以下の通り更新することに同意する。

第1条 更新条件は下表の通りとする。

所在地	埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
駐車場名称	Ohana駐車場	番号	[REDACTED]

車種	軽自動車・その他	車番		色	グレー
----	----------	----	--	---	-----

契約 条件 事項	駐車料	月額	7,000×3台 円	(内消費税) 636×3台 円
	駐車場更新手数料	賃料の 1 か月相当額	21,000 円	(内消費税) 1,909 円
	更新費用合計金額(10%対象)		21,000 円	(内消費税) 1,909 円

※入金金が原契約の定める弁済日を過ぎた場合は、延滞手数料が加算されます。

第2条 更新後の契約期間は下表の通りとする。

開始日	2025年9月1日	終了日	2027年8月31日
-----	-----------	-----	------------

第3条 消費税法上の課税対象とされるものは、本更新同意書第1条の通り別途消費税が付加される。
なお、原契約終了までに消費税等の税率が改定・施行され、原契約に適用されることになった場合には、
現契約書及び本更新同意書記載の消費税額にかかわらず、賃料等の額に変動後の税率を乗じた金額を
消費税等相当額として支払うものとする。

第4条 特約事項

*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1ヶ月前までにお申し込みが必要です。
*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

第5条 本更新同意書に定めなき事項は、原契約に基づくものとする。

第6条 甲は本物件の維持、管理、その他一切を、株式会社松堀不動産（以下、丁という）に代理人として委託し、
乙はこれに承諾した。

本更新同意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲1通、乙1通を保管する。

(緊急連絡先)

住 所	〒 335-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13	自宅TEL	
氏 名	横川雅也事務所 担当者	続 柄	事務員

7 年 8 月 21 日

(甲) 住所 [REDACTED] (乙) 氏名 [REDACTED]

(丁) 埼玉県東松山市箭弓町2-3-2
株式会社 松堀不動産
登録番号:T7030001071048

所在地 〒 335-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

会社名 横川雅也事務所
県政調査室
電話番号 TEL (0493)77-5050
FAX (0493)77-1000

書類送付先 〒 335-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9539

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 27 日	支出額	761 円
項目	事務所費	充当額	380 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	本宿事務所水道管修理用品		
備考	小島 信昭		

政務活動費 領収書等貼付用紙

9539

(2/2)

埼玉県議会議員 小島信昭
費用は本人がその他の費用
用途に使用することを認める

領 収 証
○コーナン

PRO WORK&TOOL ドイト岩槻店
コーナン商事株式会社
大阪府堺市西区鳳東町4-401-1
電話番号:048-790-0811
2026年02月27日(金) 17:22
レシートNo. (0489)001-60800-01035
担当者:(0973830) [REDACTED]

お買い上げ商品の返品・交換は、
必ずこの領収証をご持参のうえ
2週間以内にお願いたします。
(一部商品につきましては、除外
させていただきます。)

#008 JAN4522831139613
絶縁テープ 灰約幅19mm
52内

#008 JAN4522831139606
絶縁テープ 黒約幅19mm
52内

#003 JAN4973987800139
水栓泡沫器PM28 13mm
657内

小計金額 ¥761

内税小計 3 ¥761
△ 計 3 ¥761
□ 日 計 3 ¥761
(10%対象 3 ¥761)
(10%対象消費税 ¥69)

現金 ¥761

預 り 金 ¥5,020
お 釣 り ¥4,259

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9540

(1/1)

日付	令和 8 年 2 月 27 日	支出額	85,800 円
項目	事務所費	充当額	77,220 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料及び管理費 3 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

事業用建物賃貸借契約書

貸主 セルス合同会社 と、借主 林 薫 は、契約要目1.記載の賃貸借目的物件（以下「本物件」という。）を本契約に付帯する約款に基づいて、以下記載の条件で事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

契約要目

1. 賃貸借目的物件の表示

名 称	Sky Urawa		
住居表示	埼玉県さいたま市南区別所3-3-2		
地 番	埼玉県さいたま市南区別所3-1357-2		
家屋番号	1357番2		
構 造	鉄骨造陸屋根9階建て		
種 類	共同住宅	築年月	2023年3月21日
賃貸区画	101号室	賃貸面積	24.07㎡
付帯施設			

2. 契約期間

契約期間	2025年 12月 26日 から 2027年 12月 25日 まで （2年間）
------	---

3. 更新に関する事項

更新	更新拒絶の通知または条件変更の意思表示は、貸主は期間満了の6ヶ月前、借主は期間満了の3ヶ月前までとする。
更新料	新賃料の1ヶ月分(別途消費税)、更新事務手数料10,000円(別途消費税)

4. 使用目的

使用目的 (事業内容等)	政務活動事務所
-----------------	---------

5. 賃料及びその他の費用

賃料	月額金72,000円	別途消費税	管理費	月額金6,000円	別途消費税
礼金	金72,000円	別途消費税	鍵交換代	金30,000円	別途消費税
町会費			エレベーター 利用保険		
保証会社	金86,050円		安心アクセス24	金15,000円	別途消費税
敷金			新規契約事務手数料	金10,000円	別途消費税
振込口座 (保証会社による引落開始迄)	銀行名		支店名		
	口座種別		口座番号		
	口座名義				

6. 預託金

保証金	なし
償却費	なし
返還期日	本物件の解約後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9591

(1/2)

日付	令和 8 年 2 月 28 日	支出額	50,000 円
項目	事務所費	充当額	40,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	3 月分 家賃		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

9591

(2/2)



関根信明 様

領収書

領収日 2026-02-28
領収書番号 REC-0000000146
登録番号 T5030001108388

日本ダイレクトメディア株式会社
高橋 満広
331-0823
埼玉県さいたま市北区日進町2-789みらい日進



件名 2026年3月分 政務調査事務所家賃（
光熱費込）

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

摘要	数量	単価	明細金額
2026年3月分 政務調査事務所家賃（光熱費込）	1	50,000	50,000

請求書

圖樣說明書

請求日	2024-02-28
請求番号	INV-0000000351
登録番号	T503000110R388

日本ダイレクトメディア株式会社

高 雄 三

331-0023

繪王學 31. 北京師大圖書館 2. 78. 5. 25 頁

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

件名 2026年3月分 政務調査事務局家賃(光熱費込)

小計	消費税	請求金額
50,000円	0円	50,000円

入金曜日	振込先
	武蔵野銀行 荻原西口支店 普通口座 1081177 ニホンダイレクトメディア(カ)

[illegible]

图 2

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9592

(1/1)

日付	令和 8 年 2 月 28 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 1 台目 2 月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由

駐車場賃貸借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目3番地 第 黒 号
車種及びナンバー	黒
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也

- 貸主(甲)と借主(乙)は前記条項を双方承諾の上、
- 第1条 賃貸借契約は、平成 6 年 6 月 6 日より 8 月 5 日まで/ケ年とする。貸し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 木 日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借物の毀損及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

平成 6 年 6 月 6 日

貸主(甲) 住所 黒
氏名 黒

借主(乙) 住所 蓮田市東6-8-4
氏名 森 伊久磨
印 黒

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9593

(1/1)

日付	令和 8 年 2 月 28 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 2 台目 2 月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由

駐車場賃借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目5番地
車種及びナンバー	第 号
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也

- 貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上契約を締結する。
- 第1条 賃借期間は平成25年10月10日から平成26年10月9日までとする。貸し期間満了の日以後も必要であれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 末、日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借物の毀滅及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに契約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込をしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

- 第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

平成25年10月10日

貸主(甲) 住所
氏名

借主(乙) 住所
氏名

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9594

(1/1)

日付	令和 8 年 2 月 28 日	支出額	90,000 円
項目	事務所費	充当額	81,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（令和 8 年 3 月分）		
備考			

支払証明書あり

理由 口座引落としのため



更新覚書【住居】

賃貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、願書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜
所在地	〒 340-0808 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
住戸番号	202 号室

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 賃料・管理費・共益費・その他費用及び支払方法

賃料等	家賃	月額	90,000 円	共益費	月額	5,000 円
	駆けつけサポート/月払い	月額	1,100 円		月額	円
	敷金		55,000 円		賃料 0	ヶ月相当分

更新費用	更新料	新賃料の 1 ヶ月分	90,000 円	円	非	円	(10%対象)
	更新事務手数料	新賃料の 0 ヶ月分		円	課	円	(10%対象)
		0 円	円	非		0 円	
		0 円	円			0 円	
	住宅総合保険料について 全管協非請会 WdH決済 滋保証会社連動の場合は、保証会社にて別途火災保険料が引落としとなります。						
			合計			90,000 円	

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・契約内容及び、特約事項等は新規契約時の契約内容を引継ぐものとする。
・24時間安心サポート:株式会社シード・コーポレーション フリーダイヤル 0120-410-554
・本契約は保証会社のエルズサポート加入を必須とする。初回保証料:10,000円、年次保証委託料:10,000円、引継手数料は借主負担330円。
・更新費用及び更新事務手数料等支払いは毎月の家賃保証会社の賃料支払と同様の支払日、方法によるものとする。
・本物件入居中は、火災保険加入が必須とする。支払は借主にてクレジット月額払いとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所			
	貸主名			
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F TEL 048-935-5551		
	管轄者名	株式会社 ハル 適格請求書登録番号: T9030001147928		
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ		
	氏名	宇田川 幸夫 TEL 048-932-4055		
		宇田川 幸夫(2025年3月4日 14:50 GMT+9)		
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202 携帯		
	勤務先名	勤務先TEL		
連絡保証人及び償還額	フリガナ	contact@udagawayukio.com		
	氏名	極度額	借主との関係	
	住所	生年月日	TEL	携帯
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	総柄	TEL	
	住所	携帯		
更新時現在の入居者	続柄	氏名	性別	生年月日 携帯番号
	本人	宇田川幸夫	男性	1978年11月27日
	従業員			

貸室賃貸借契約書

＜頭書＞

(1) 物件の表示	名称・案番号		コスモス 2階 202号室	
	所在地 埼玉県八潮市鏡町2丁目18-6			
	間取り	2LDK	専有面積	50.31㎡
	築年	2025年03月	建物所有者	
(2) の当業者	貸借人 (甲)	大和リビング株式会社		
	貸借人 (乙)	宇田川 幸夫		
(3) 期間	契約期間 2025年03月18日から2025年03月17日まで2年間			
(4) 賃料等・支払条件	賃料	¥90,000	金 種 別	
	共益費	¥5,000	店 名	
	月		預 金 種 別	
			口 座 番 号	
			フリガナ	
			口座名義人	
			支払方法	振込口座振替・クレジットカード・お振込請求書
	月額合計	¥95,000	支払期限	翌月分を当月末日までに支払う
	更新料	更新料新賃料の1ヶ月分	滞り金	年14.6% (元金200円として日割(年))
	礼金	¥225,000	滞り金等	1ヶ月を上限とする
時	ホームクリーニング料	¥55,000		
金				
(5) 保証人				
(6) 管又連理は協会	名 称	大和リビング株式会社		
	所 在 地	八潮営業所 営業所長 大久保 貴博 埼玉県八潮市大坂六丁目8番地5 5F 501号室		
(7) 特約・特記事項	電 話	048-996-7180		
	建 築 先	フリーダイヤル 0120-200-850 (ダイヤルインフォメーションセンター)		

340-0808

契約締結日
西暦 年 月 日

貸借人 (甲)	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新郷4丁目1番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之		お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大坂六丁目8番地5F 501号室 八潮営業所	
	〒340-0801			
	住 所	埼玉県八潮市八郎431-1		
	フリガナ	宇田川 幸夫		携帯電話 固定電話
貸借人 (乙)	所在地	〒		電話 ()
	社 名			FAX ()
	書類送付先			電話 ()
	担当部署			FAX ()
入居者の概要	氏 名	続柄	生年月日	性別
	宇田川 幸夫	本人	1975年 11月 27日	男・女
			(44 才)	
			年 月 日 男・女	
保証会社	住 所	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 2階		
	フリガナ	心154		
緊急連絡先	氏 名	株式会社イントラスト		
	固定電話	03-6218-0250		
緊急連絡先	住 所			
	フリガナ			
紹介	氏 名			
	氏 名			

※宅内調査は必ず記録簿を記入し、先着番号、日付、内容、代表者名、電話番号、住所等の項目に必ず記入してください。

大和リビング株式会社 様式BBB 230A

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9595

(1/1)

日付	令和 8 年 2 月 28 日	支出額	17,600 円
項目	事務所費	充当額	15,840 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代（2 台分）令和 8 年 3 月分		
備考			

支払証明書あり

理由 口座引落のため



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	[REDACTED]	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 04 月 01 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 31 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 円	ヶ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	----------	-----	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車場区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]	連絡請求書登録番号:	[REDACTED]
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F		
	管理人名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号:	T9030001147928
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ		
	氏名	宇田川 幸夫		
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		
	勤務先名	[REDACTED]	勤務先TEL	[REDACTED]
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額 ※現契約書に基づく保証継 続とする。	フリガナ		極度額	借主との関係
	氏名		生年月日	TEL
	住所			携帯
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
ダイハツ	シルバー	[REDACTED]

更新契約書_秋桜駐車場_002

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	

履歴

-  株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:24:50 GMT+9
-  文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:25:19 GMT+9
-  contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:44:38 GMT+9
-  署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:46:48 GMT+9
-  宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:46:50 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が承認のために 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:46:52 GMT+9
-  様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 15:01:29 GMT+9
-  様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  すべてのプロセスが完了しました
2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	[REDACTED]	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 円	ヶ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	----------	-----	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。	
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。	
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車場区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。	
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。	
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。	

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]		
賃貸人代理	住所	T 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F	TEL	048-935-5551
	管理者名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号: T9030001147928	
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ	TEL	048-932-4055
	氏名	宇田川 幸夫 宇田川 幸夫 (2025年3月4日 14:43 GMT+9)	携帯	
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202	勤務先TEL	[REDACTED]
	勤務先名	[REDACTED]	携帯	
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額	フリガナ		極度額	借主との関係
	氏名		生年月日	TEL
※原契約書に基づく保証継続とする。	住所		携帯	
	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
トヨタ		[REDACTED]

更新契約書_秋桜駐車場_006

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル [REDACTED]
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	[REDACTED]

履歴

-  株式会社 ハル [REDACTED] 様が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:21:09 GMT+9
-  文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:21:59 GMT+9
-  contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:40:02 GMT+9
-  署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:42:59 GMT+9
-  宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:43:01 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が承認のために [REDACTED] 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:43:03 GMT+9
-  [REDACTED] 様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  すべてのプロセスが完了しました
2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

駐車場賃貸借契約書

(1) 物件の表示

駐 車 場 名 コスモス 駐車場
所 在 地 埼玉県八潮市稲荷2丁目18-6
区画番号 (1) 区画番号 (2)

(2) 駐車車両

車 名 (1) 日産車 車 体 の 色
車 名 (2) 車 体 の 色
車 名 (3) 車 体 の 色

(3) 貸借人 (甲)

貸借人 (乙) 宇田川 幸夫
車 名 (1) の 車 体 用 意
車 名 (2) の 車 体 用 意

(4) 期間

契約期間 2023年04月01日から2025年03月31日まで2年間

(5) 賃料等・支払条件

月 額 賃 料 ¥8,800
金 融 機 関
店 名
預 金 種 別
口座番号
フリガナ
口座名義人
支払方法
支払期限
遅延損害金
日割貸料等
算定基準
月 額 合 計 ¥8,800
支払期限 翌月分を当月末日までに支払う
遅延損害金 年14.0% (1年を365日として日割計算)
日割貸料等 1ヶ月を算定とする
算定基準

(6) 保証人

保 証 人
氏 名 大和リビング株式会社
所 在 地 東京都港区 商業所 大久保 貴臣
電 話 ストアイン 1階
03-4929-7180
通 信 先 フリーダイヤル 0120-200-850 (ドライバーズインフォメーションセンター)

(7) 特約・特記事項

別紙賃貸借契約書特約・特記事項参照

契約締結日
西暦 年 月 日

貸借人 (甲)

貸借人 (甲) の代表人

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
大和リビング株式会社 埼玉支店
支店長 藤子 芳之

お取り扱い事業所
埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5スト
ライプ 1階
八潮営業所

住 所 〒340-0808 埼玉県八潮市稲荷2丁目18-6コスモス 202号室
フリガナ 宇田川 幸夫
氏 名 携帯電話
メールアドレス
所在地 〒 電話 ()
社 名 FAX ()
書類送付先 電話 ()
担当部署 FAX ()

印

※乙が、本駐車場に付随する下記住宅の賃貸借契約を締結した場合は下記身上書欄記入不要
住宅名
氏 名 宇田川 幸夫 生年月日 西暦 1978年 11月 27日 (90) 女
職 務 先 電 話
所 在 地 其の他連絡先
緊急連絡先
主使用者氏名 電 話 ()
主使用者住所 其の他連絡先

保証会社

〒102-0083
住 所 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 2階
フリガナ 大和リビング
氏 名 株式会社イントラスト 乙との関係
固定電話 03-6213-0290 携帯電話 ()

緊急連絡先

住 所 〒340-0808
フリガナ 宇田川 幸夫
氏 名 生年月日 西暦 年 月 日
固定電話 () 携帯電話 ()

媒介

媒介

②

契約締結日

[illegible]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9596

(1/3)

日付	令和 8 年 2 月 28 日	支出額	103,125 円
項目	事務所費	充当額	92,812 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所契約更新料		
備考			

支払証明書あり

理由

領収書は貰っていないため。

政務活動費 領収書等貼付用紙

9596

(2/3)

[illegible]

政務活動費 領収書等貼付用紙

9596

(3/3)

【契約更新のご案内及び請求書】

〒315-0832
埼玉県さいたま市桜区西郷2-2-10
ロイヤルコートムスタ 100号室

登録番号：T0039000000106
株式会社グッドステイホーム
〒315-0013
埼玉県さいたま市桜区西郷2-2-7

TEL 048-957-5511
FAX 048-957-5577
担当者 [REDACTED]

貴社へ申し込まれた契約のご更新につきまして、
誠に勝手ながらお断り申し上げます。
なお、貴社に契約のご更新を希望する旨の連絡は、契約終了日より前にお送りいたしました。
お断りした点、「賃貸借契約書」の契約更新の条項に基づき、契約更新の手続きが必要
となりますので、契約更新の費用及び条件を下記の通りご案内申し上げます。
ご不明な点ございましたらお気軽にお問い合わせください。 敬具

物件名	ロイヤルコートムスタ	100号室
契約満了日	2026年3月18日	
更新期間	2026年3月19日～2028年3月18日 2年間	

項目	現在の契約内容		更新後の契約内容	
	金額	消費税(税率10%)	金額	消費税(税率10%)
賃料	77,000円	7,000円	82,500円	7,500円
共益費	5,500円	500円	5,500円	500円
水道料	5,500円	500円	5,500円	500円
合 計	88,000円	8,000円	93,500円	8,500円

項目	金額	内消費税(税率10%)
敷金(定額)	82,500円	7,500円
契約更新料	20,625円	1,975円
更新事務手数料	[REDACTED]	[REDACTED]
合 計	123,125円	9,975円

備考

更新時費用総額
123,125円

※ 契約期間満了日の [] 日以前までにお手続きください。

＜更新時費用・振込口座＞
武蔵野銀行 北浦和西付支店 普通口座 01400000000000000000
株式会社グッドステイホーム

※お振込は必ず【契約更新費】でお振込みください。
※お振込手数料は、お客様のご負担となります。
※銀行振込後領書をお送りし、領収書に代えて頂きます。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9644

(1/3)

日付	令和 8 年 3 月 2 日	支出額	21,540 円
項目	事務所費	充当額	19,386 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	セキュリティ代（令和 8 年 2 月分）		
備考			

2026/03/16 11:24

川口信用金庫 インターネットバンキング



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		カシマ

入出金明細

照会範囲：2026年03月02日～2026年03月02日 照会件数：3件

2026年03月16日 11時24分36秒時点の情報です。

全件数：3件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2026年03月02日	21,540円		セコム	

全件数：3件

請求書番号	2601548263
登録番号	T6011001035920

【お問い合わせ先】
セコム株式会社
東浦和営業所
〒336-0926
埼玉県さいたま市緑区東浦和 7丁目
4番12番 ガリレオビル3F
電話番号：048-810-4149

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

七言詩

振替予定日	2026年03月02日
-------	-------------

消費税率	税込計	消費税額
0%対象税込計		
8%対象税込計		
10%対象税込計	¥21,540	¥1,950
合計金額	¥21,540	¥1,950

指定口座	金融機関名	川口信用金庫	預金種目	口座番号
	支店名	支店	**	*****

お知らせ	
------	--

通信欄	
-----	--

【明細】

(1 / 1)

コード	契約コード	ご契約対象／ご請求内容	発生日／対象期間	本体価格／税額	合計金額
		事務室様 ご契約料	2026/02/01～2026/02/28	¥19,582 ¥1,958	¥21,540
</					

ご不明な点、お気付きの点がございましたらお手数ですが、ご連絡いただきませうようお願い申し上げます。

政務活動費 領収書等貼付用紙

9645

(1/3)

日付	令和 8 年 3 月 2 日	支出額	12,980 円
項目	事務所費	充当額	10,384 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所セコム 2 月請求分		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため按分した額とする		

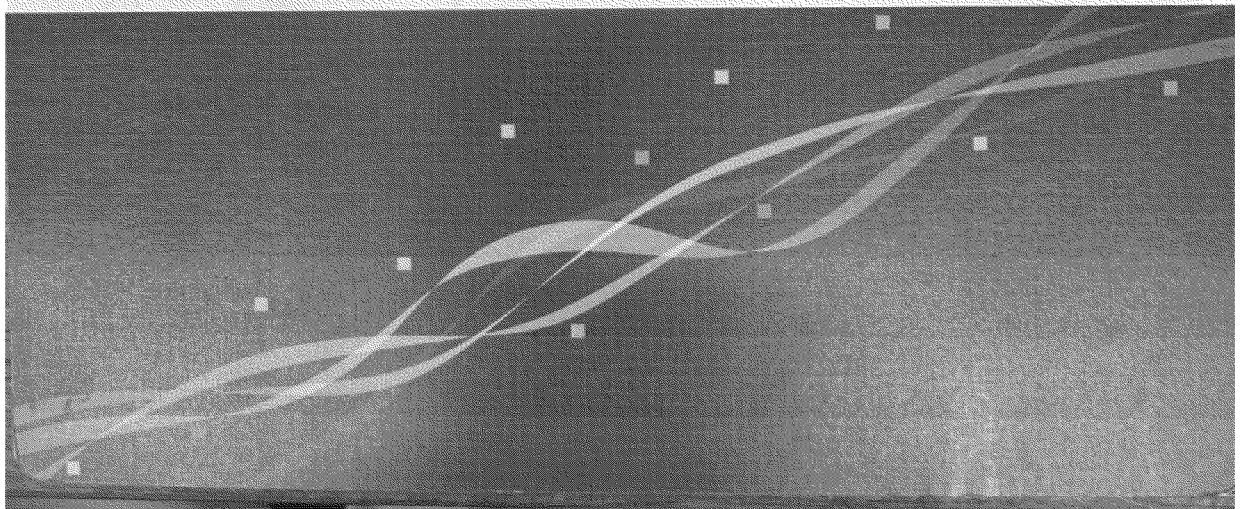
別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9645

(2/3)

店番	口座番号	
		埼玉県議会 木下 博信様
埼玉りそな銀行	普通預金通帳	



政務活動費 領収書等貼付用紙

(3/3)

[illegible]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9646

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 2 日	支出額	187,660 円
項目	事務所費	充当額	168,894 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料 2 ～ 3 月分		
備考	振込手数料 330 円× 2 か月分		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9646

(2/2)

店番

口座番号

渡辺聡一郎政務活動事務所 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
08-01-28 .振替	*93,830	RKS(タクチジウ)	
③ 事務所賃料 (2月分) ④ タクチジウタク			
08-03-02 .振替	*93,830	RKS(タクチジウ)	
③ 事務所賃料 (3月分) ④ タクチジウタク			

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
〔項目名〕お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

建物賃貸借契約書(事業用)

前書き

(1) 賃貸借の目的物

名 称	シオン店舗1階 102号室
所在地(住居表示)	埼玉県白岡市新白岡4丁目8番地4
構造・規模	軽量鉄骨造陸屋根3階建て
用 途	事務所
契約面積	1 階部分 38 m ²

(2) 使用目的

改修活動

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	9 年 0 月間
終期	2026 年 6 月 30 日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃 料	月額 93,500 円 (内消費税等 8,500 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 円 (内消費税等 円 ・ 税率 %)
保証金(敷金)	187,000 円 賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	
テナント総合保険	22,500 円 仲介手数料 93,500 円
礼 金	93,500 円
賃料等の支払方法	支 払 時 期 翌月分を 毎月 28 日までに支払う
	☐ 振込 ☒ 口座振替
	振込先金融機関名・支店名 口座種別 普通
	口座番号 口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名 電話
	住所

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

(6) 連帯保証の極度額

極度額 3,366,000 円

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額 ☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円

特約条項

■消費借金が改正された場合、原簿対象項目に付加される消費税は借主に通知することなく変更するものとする。
■本契約において、☒ 借主を連帯保証人とする。
■更新時、借主は更新料として新賃料の1ヶ月分を貸主に支払うこととする。
■口広換替開始までの間、または換替されなかった場合には、当社指定口座へ振込みにて支払うものとする。
■口広換替または換込による手数料は、乙の負担とする。なお、換替されなかった場合でも振替手数料はこの負担とする。
■本契約並びに契約更新の際にも、住宅総合保険(借家人賠償責任保険)へ加入することとします。借主負担。
■換替の滞りは残置物の為、故障した場合の撤去・処分費用は貸主が負担し、修理及び新規取付費用は借主が負担することとする。
■退去時のハウスクリーニング費用及び原状回復費用は、借主の負担とする。
■退去時は床、天井、クロスの張り替えを借主の負担にて行うものとする。
以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2023年 7月 1日

貸主 住所

氏名

代理人有限会社田口住

氏 電話番号

借主 住所

氏名

氏 電話番号

連帯保証人 住所

氏名

氏 電話番号

極度額

3,366,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は足りません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書式を兼ねています)

取引態様 ☒ 媒介 ・ ☐ 代理

取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 873 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県白岡市小久喜119

事務所所在地

商号 有限会社 田口住宅

商号

代表者等 吉岡 由隆

代表者等

登録番号

登録番号

第 号

宅地建物取引士

宅地建物取引士

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9647

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 2 日	支出額	2,377 円
項目	事務所費	充当額	1,188 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	ダスキンレンタル代		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

ダスキンマシナリースerviceセンター領収書

お客様名 〇〇〇〇〇〇 4570 4375 8162 4442
小島 信昭様
ポイントカード

**納品・請求書
兼 領 収 書**

株式会社ダスキンサービス北関東支店
登録番号:T6070001004716 ダスキン富岡支店
〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目6-7-2
TEL 048-654-0368 FAX 048-654-0390

発行日 2020年 9月 2日 印刷日 2020年 9月 30日 取引先 No.100378569400

商品・サービス内容	単位	数量	納品金額		納金		納品回収金額		備考
			税込	税別	税込	税別	税込	税別	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	893	1	1	893	
ハンディモップF	H-F	8W	1	1	870	1	1	870	
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814	

前払金 2,161 消費税 216 合計金額 2,377 支払額 2,377 残高 0円

前未収残 2,377 消費税 216 合計金額 2,593 支払額 2,593 残高 0円

印 渡
5万円以上
貼 付

承認サイン

印 渡
5万円以上
貼 付

DAIKIN 全国営業センター | 担当店コード【8000147】

398

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

9648

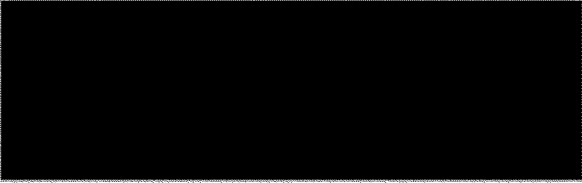
(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 2 日	支出額	18,000 円
項目	事務所費	充当額	16,200 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃料/ 3 台分/令和 8 年 3 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

9648

(2/2)

領 収 証		No. _____
<u>小川ただし事務所 様</u>		2026年 3 月 2 日
★ 18,000		
但 3月分		
上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額		
消費税額等(%)		

駐車場賃貸借契約書

貸主 を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地(以下本件土地という。)について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標 記

賃 貸 借 方 式	駐 車 場 賃 貸 借		
土 地 の 表 示	所	在 埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地 目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃 料 等	賃 料	月額 1 区画につき 6,000 円	
	保 証 金		

- 第 1 条 甲は、標記記載の土地(以下本件土地という)を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。
- 第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。
- 第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。
- 2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。
- 3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

- 第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。
- 第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故(対人、対物を問わない)に基づく責任の一切を負担する。

- 第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。
- 2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。
- 第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。
- 1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。
- 2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。
- 第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
- 第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を取去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。
- 第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。
- 第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-2